

埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、介護老人保健施設の整備を促進するため、医療法人、社会福祉法人等（以下「法人」という。）が、独立行政法人福祉医療機構及び年金福祉事業団（以下、「機構等」という。）から、介護老人保健施設の整備を行う目的で資金を借入れ、それにかかる利子（延滞利子を除く。以下「利子」という。）を支払った場合、当該法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

また、平成25年4月1日以降に機構等からの借入れを指定金融機関に借り換え、それにかかる利子（借り換え時に発生する重複利子分は除く。）を支払った場合、当該法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

ただし、次の場合を除く。

- (1) 平成15年度以降に政令指定都市及び中核市において施設を整備する法人が機構等から資金を借り入れた場合。
 - (2) 平成16年度以降に施設を整備する法人が機構等から資金を借り入れた場合。
 - (3) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）（以下、「条例」という。）第2条第1号に定める暴力団が施設を整備する場合。
 - (4) 条例第2条第2号に定める暴力団員が事業主または役員となっている法人が施設を整備する場合。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人が施設を整備する場合。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「医療法人、社会福祉法人等」とは、医療法人、社会福祉法人及び厚生労働大臣が定める者（昭和63年1月19日付け厚生省告示第1号の適用を受ける者。（国を除く。））をいう。

2 この要綱において、「指定金融機関」とは、県が別に定める金融機関をいう。

(補助対象利子)

第3条 補助の対象となる借入れ資金は、次の各号に該当するものとする。（土地取得資金は除く。また、借り換えの場合は、既存借入れとの重複利子を除く。）

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の新築資金及び増改築資金。
- (2) 年金福祉事業団の新築資金、増改築資金及び新築建物購入資金。
- (3) (1)、(2)にかかる借入金の借り換えのための資金。

(補助額)

第4条 補助額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、機構等又は借り

換えた指定金融機関の償還計画により法人が償還する借入れ資金残高に年率1.5%を乗じた額から補助対象利子に係る他の補助金を差し引いた額、又は法人が償還する補助対象利子額から、補助対象利子に係る他の補助金を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額のうち、どちらか少ない額（千円未満切捨てとする。）とする。

但し、平成11年度以前着工分に係るものについては、借入れ資金残高に年率2%を乗じた額から補助対象利子に係る他の補助金を差し引いた額、又は法人が償還する補助対象利子額から、補助対象利子に係る他の補助金を差し引いた額に4分の3を乗じて得た額のうち、どちらか少ない額（千円未満切捨てとする。）とする。

（交付条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- （1） 事業の内容を変更したときは、知事の承認を受けること。
- （2） 事業の利子支払費に充当すること。
- （3） 事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告すること。

（借り換え条件）

第6条 機構等からの借入れを指定金融機関に借り換え、その利子に対して補助金を交付するにあたり、次の条件を付するものとする。

- （1） 借り換える金融機関は、指定金融機関に限る。
- （2） 従前の借入残高のみを一括で借り換えるものであること。
- （3） 借り換え後の利率は、全期間固定金利であり、既存の機構等からの借入れ利率より低率であること。
- （4） 借り換え後の返済期間は、機構等への返済期間を超えないこと。
- （5） 借り換え後の各年度の利子償還額が、借り換え前の各年度の利子償還額以下であること。
- （6） 借り換え後の返済方法は、元金均等返済の10日付け年4回払いとし、利子については後払いとすること。
- （7） 県に事前協議を行い承認されている借入れであること。

（補助金の不交付）

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- （1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第104条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- （2） 当該法人又は介護老人保健施設の運営が法令に違反する等適正を欠くと認めるとき。
- （3） 第6条に規定する条件を満たさずに指定金融機関へ借り換えたとき。
- （4） その他、補助金交付の目的を有効に達することが困難と認めるとき。

（申請書の様式等）

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年10月31日とする。ただし、借入資金の最終資金交付日が9月30日以降になるときに限り、当該年度の3月10日とする。

3 規則第4条第1項の申請書の提出部数は、1部とする。

(申請書の添付書類)

第9条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。ただし、(2)については、記載事項に変更が生じたときを除き、当該補助対象資金に係る2回目以降の申請には添付を要しない。

(1) 機構等又は機構から借り換えた指定金融機関発行の償還年次表の写し、又は、納付書等当該年度の利子償還額のわかるもの(借入れ初年度で償還年次表の交付を受けていない場合に限る)

(2) 機構等又は機構から借り換えた指定金融機関との金銭消費貸借契約書

(交付決定通知書の様式)

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(変更等申請手続)

第11条 この補助金の交付の決定を受けた者は、第5条第1項の承認を受けようとする場合には、様式第2号により、申請を行わなければならない。

2 申請書の提出期限は、借り換え日から10日以内とする。

3 申請書の提出部数は、1部とする。

4 申請書の添付書類は、第9条のとおりとする。

(変更交付決定通知書の様式)

第12条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(交付の方法)

第13条 この補助金は、原則として、精算払いにより交付する。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いにより交付することもできる。

(不交付決定通知書の様式)

第14条 県は、第7条の規定により補助金の不交付を決定したときは、申請した者に、様式第5号により通知するものとする。

(報告書の様式)

第15条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(報告書の添付書類)

第16条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 利子の払込みを証明する書類
- (2) 機構等又は機構から借り換えた指定金融機関発行の償還年次表の写し、又は、納付書等当該年度の利子償還額のわかるもの（借入れ初年度で償還年次表の交付を受けていない場合に限る）

(実績報告書の提出時期)

第17条 規則第13条の報告書の提出時期は、当該年度における利子の最終支払日から10日以内とする。ただし、借入れ初年度で最終資金交付日が当該年度の9月30日以降になるときに限り、当該年度の3月20日とする。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第19条 規則に基づき知事に提出する書類は、補助事業者等から直接知事に提出するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月24日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年10月12日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月3日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。